大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構と

国立大学法人〇〇大学との間の連携・支援に関する契約書

　大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「甲」という。）と国立大学法人〇〇大学（以下「乙」という。）は、加速器科学国際育成事業（以下「本事業」という。）の元で実施する活動に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

　（目的）

第１条　本契約は、甲及び乙が本事業の元での連携・支援によって、加速器科学の発展に寄与することを目的とする。

　（活動）

第２条　乙は甲と連携し、別紙x１に記載された取組み（以下、「本活動」という。）を実施するものとする。

２　甲は乙に対し、本活動の実施にかかる支援経費として、別紙1に記載された配分額を支払う。但し、支払方法は、別紙1で指定した乙の代表者又は分担者の口座に振り込む方法による。振込手数料は甲の負担とする。

（契約期間）

第３条　本契約の期間は、２０２５年５月１日から２０２６年３月３１日までとする。

　（経費の経理）

第４条　乙は甲に対して、本契約締結後、乙の発行する請求書により第２条第２項に定める支援経費の請求を行うものとする。なお、請求書は２０２５年７月３１日までに甲へ送付するものとする。

２　前項の支援経費は、甲が別に定める場合を除き、乙における会計諸規程等の定めるところにより処理するものとする。

３　甲は本活動に関する経理書類の閲覧を申し出ることができ、乙は甲からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。ただし、甲は乙における会計諸規程等に基づく当該経理書類の保存期間経過後の乙による当該経理書類の廃棄等を妨げないものとする。

４　乙は、甲が乙に支払った支援経費に不用額が生じる場合には、可及的速やかに甲に通知するものとする。当該事業年度中の通知の最終期限は２月末日とする。甲が当該通知に基づき発行する請求書に基づき、乙は甲の指定する期日までに、甲に不用額を返還するものとする。

　(中間報告)

1. 乙が別紙１に記載された代表者の所属機関である場合、乙は甲に対して、２０２５年１０月３１日までに本活動の中間報告を行うものとする。

　（実施報告書及び決算報告書）

第６条　乙が別紙１に記載された代表者の所属機関である場合、乙は本活動に係る実施報告書及び決算報告書を作成し、２０２６年４月３０日までに甲に提出するものとする。

（創作物の取扱い）

第７条　本活動の実施において創作された著作物について、乙に所属する者が著作に貢献した場合の著作権の帰属は、乙の関連規定に従うものとする。

２　乙に所属する者と甲を含む乙以外の機関に所属する複数の者が創作に関わる場合、創作物の所有権及び著作権の帰属は、別途所属機関間又は創作者間で取り決める。

３　第１項又は前項の著作物を教育目的かつ非営利活動に使用する場合、権利者は無償で使用を許可するものとする。乙は、甲以外に所属する権利者の無償使用に係る許諾を取得するものとする。

　（知的財産の取扱い）

第８条　前条に規定する以外の場合において、本活動の実施により知的財産が生じた場合は、甲、乙協議の上別途その取扱いを取り決めるものとする。

（秘密の保持）

第９条　甲及び乙は、本活動の実施において、相手方より秘密である旨を明記された上で開示若しくは提供を受けた情報又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後３０日以内に書面で相手方に対して通知されたもの（以下「開示等情報」という。）を秘密として扱い、相手方の書面による事前の同意なしに、開示等情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、開示等情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　開示又は知得した際、既に自己が保有していた情報であるもの

二　開示又は知得した際、既に公知の情報であるもの

三　開示又は知得した後、自己の責によらず公知となったもの

四　正当な権原を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得した情報であるもの

五　開示等情報によることなく独自に創出又は発見したことを証明できるもの

六　裁判所又は行政機関から法令に基づき開示を命ぜられたもの

２　甲及び乙は、開示等情報を本活動の実施以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

３　前２項の規定の有効期限は、第３条の本活動を開始した日から完了又は中止した日の翌日から起算し３年を経過した日までとする。ただし、甲及び乙は、協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（個人情報の保護）

第１０条　甲及び乙は、相手方から取得した個人情報について、以下の各号を遵守し、適切かつ安全に管理しなければならない。

一　個人情報の漏洩又は盗用がないこと

二　本研究終了後、相手方の指示に従い、個人情報を返却又は廃棄若しくは削除等を適切かつ確実に実施すること

三　個人情報の加工（甲乙が別途合意したものは除く。）、改竄等を行わないこと

四　個人情報の複写又は複製（安全管理上必要な目的で行うものを除く。）を行わないこと

五　個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに相手方に報告するとともに、自らが責任を持って対処すること

　（契約の解除）

第１１条　甲又は乙が次の各号のいずれかに該当し、催告後７日以内に是正されない場合は、相手方は本契約を解除することができるものとする。この場合、甲は乙に対し、本契約に基づき甲が支払った支援経費の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

一　相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当な行為を行ったとき。

二　相手方が本契約に違反したとき。

２　甲及び乙が、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに本契約を解除することができるものとする。

一　「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成２６年８月２６日文部科学大臣決定。その後の改正を含む。）に挙げられる特定不正行為を行ったとき。

二　「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成１９年２月１５日文部科学大臣決定／平成２６年２月１８日改正。その後の改正を含む。）等の公的研究費に係る国の定める指針等に対して重大な違反があったとき。

三　前各号に掲げるもののほか、相手方の重大な過失により本契約を継続し難い重大な事由が生じた場合

（不可抗力による契約の解除）

第１２条

戦争、テロ行為、暴動、天変地異、疫病、その他の不可抗力など、甲乙いずれの責にも帰しえない事由により、本契約の全部又は一部の履行が遅滞又は不能となったときは、甲乙いずれも、当該不可抗力が存続する限度において、その責を免れるものとする。

２　甲又は乙は、不可抗力により本契約の全部又は一部の履行が困難となったときは、相手方に通知の上、本契約の全部を解除又は変更することができる。この場合、甲は乙に対し、本活動の進捗状況等を総合的に勘案し、本契約に基づき甲が乙に支払った支援経費の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

３　前二項により損害が発生した場合、甲又は乙は互いにその責任を負わない。

（損害賠償）

第１３条　甲又は乙は、本活動の実施に伴い、相手方の故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、直接損害に限り賠償を請求できるものとする。

（協議）

第１４条　本契約に定める事項を変更し、若しくは本契約に定めていない事項について定めようとするとき又は本契約の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙協議の上処理するものとする。

（裁判所管轄）

第１５条　甲及び乙は、本契約に関する訴えについては、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることを合意する。

本契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保有するものとする。

　２０２６年 ５月 １日

（甲）茨城県つくば市大穂１－１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　大学共同利用機関法人

　　　　　　　　　　　　　　　　　　高エネルギー加速器研究機構長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　浅　　井　　祥　　仁

（乙）○○県○○○市○○○　○－○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　国立大学法人　○○大学長

○　　○　　○　　○